

令和6年能登半島地震に関する 要望書

令和6年1月

新 潟 市

本年1月1日に発生した、令和6年能登半島地震により、本市では、最大震度5強を観測いたしました。これは60年前に震度5弱だった新潟地震以来の強い地震です。

最大震度5強の強い揺れと、津波警報の発表を受け、早急に避難所を開設し、ピーク時には1万4千人を超える避難者を受け入れました。さらに、現在も、土砂災害発生の恐れがある西区の一部地域で、避難指示を発令中です。

この地震により、公共交通機関の運休や、水道などのライフラインへの被害、道路の隆起や陥没、建物被害など、市民生活に大きな影響が生じました。

特に西区を中心とする砂丘沿いや、川沿いなど、地下水位が高い地域で集中的に発生した液状化現象が建物への被害や道路の損傷を大きく拡大させました。

国におかれましては、このような被災地の現状に鑑み、一日も早い復旧・復興に向けた支援措置について、迅速かつ万全の体制により、前例にとらわれることなく取り組んでいただき、被災者や被災地に安心感と復興への希望を与えていただきますことを強く要望いたします。

令和6年1月19日

新潟市長 中原八一

令和6年能登半島地震に関する要望

時期	要望項目一覧
短期対応 (～2、3か月)	<p>1. 住居</p> <p>(1) 液状化の被害を受けた住宅に対する支援</p> <p>新潟市内では、地震による液状化を原因として住家が傾くなどの被害が多発している。加えて、敷地の沈下や隆起による道路との段差、カーポートを含めた駐車場や玄関アプローチの破損など、市民生活に大きな影響が及んでいる。 この修理には多額の費用がかかることから、被災者の負担軽減のための被災者住宅応急修理制度の拡充。 当該制度を補完する新潟市独自の制度が確実に機能するための財政支援。</p> <p>2. 都市インフラ</p> <p>(1) 道路等の空洞調査にかかる支援</p> <p>液状化した地域では、道路陥没や亀裂等が多発している。 同様の被害を未然に防ぐための、道路等の空洞調査にかかる支援。</p> <p>(2) 私道の修繕等にかかる支援</p> <p>今回の地震により、公道と同様に私道においても亀裂や陥没など大きな被害があり、市民生活に大きな支障をきたしている。 被災者の負担軽減と早期の生活再建に必要な、被災した私道の修繕にかかる支援。</p>
中長期対応 (3か月～)	<p>1. 住居</p> <p>(2) 宅地復旧に係る技術的支援 (3) 避難指示を受けた住宅等の移転に対する支援</p> <p>2. 都市インフラ</p> <p>(3) 公立学校施設の災害復旧・復興への全面的な財政支援 (4) 災害復旧費負担事業における手続きの簡略化 (5) 下水道施設の災害復旧にかかる補助対象の拡充 (6) 上水道施設災害復旧費補助金における特例要綱の制定による補助率の嵩上げ及び対象施設の拡充 (7) 社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金の対象拡充等 (8) 児童福祉施設等災害復旧費国庫補助金の対象拡充等 (9) 重要文化財旧笹川家住宅の復旧に向けた指導、助言及び財政への支援 (10) 農業用排水施設復旧支援制度の新設 (11) 漂着流木等処理支援制度の新設 (12) 液状化による被害を踏まえた新たなまちづくりや地域再生への支援 (13) 県・市及び未指定文化財への復旧に向けた助成制度の創設</p> <p>3. その他</p> <p>(1) 災害に係る地方交付税の措置 (2) 地域活動の核である自治会館等の再建・修繕にかかる財政支援 (3) 事業者の復興支援 (4) 農業用施設、機械の処分、再建及び修繕への支援 (5) 農業経営再建支援制度の新設</p>

目次

1. 住居に関する支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
	【内閣府】
	【国土交通省】
2. 都市インフラに関する支援・・・・・・・・・・・・・・・・	3
	【国土交通省】
	【文部科学省】
	【厚生労働省】
	【こども家庭庁】
	【農林水産省】
3. その他・・・・・・・・・・・・・・・・・・	7
	【総務省】
	【経済産業省】
	【農林水産省】
4. 関係資料・・・・・・・・・・・・・・・・・・	9

1. 住居に関する支援

(1) 液状化の被害を受けた住宅に対する支援

(内閣府)

新潟市内では、地震による液状化を原因として住家が傾くなどの被害が多発しています。加えて、敷地の沈下や隆起による道路との段差、カーポートを含めた駐車場や玄関アプローチの破損など、市民生活に大きな影響が及んでいます。この修理には多額の費用がかかり、被災者には大きな負担となっておりますので、被災者住宅応急修理制度の拡充をお願いします。

また、当該制度を補完する新潟市独自の制度を創設することとしましたので、その制度が確実に機能するよう財政支援をお願いします。

(2) 宅地復旧に係る技術的支援

(国土交通省)

今回の地震では、特に液状化を原因とした擁壁崩壊や宅地の隆起・陥没、地割れの発生による被害が多く生じており、市民は避難生活を強いられています。今後降雪や降雨による地盤の緩みが生じ、被害の拡大も予想されます。

このことから、激甚災害の指定などを受けた都市においては、中長期的な時間を要する公共事業による復旧と併せて、宅地の復旧に必要な技術的支援をお願いします。

(3) 避難指示を受けた住宅等の移転に対する支援

(国土交通省)

今回の地震で避難指示を受けた方や土砂災害特別警戒区域内の方が、住宅の移転を行う場合は、「がけ地近接等危険住宅移転事業」における補助制度の拡充をお願いします。

2. 都市インフラに関する支援

(1) 道路等の空洞調査にかかる支援

(国土交通省)

液状化した地域では、道路陥没や亀裂等が多発しています。同様の被害を未然に防ぐため、道路等の空洞調査にかかる支援をお願いします。

(2) 私道の修繕等にかかる支援

(国土交通省)

今回の地震により、公道と同様に私道においても亀裂や陥没など大きな被害があり、市民生活に大きな支障をきたしています。そのため、被災した私道の修繕にかかる支援をお願いします。

(3) 公立学校施設の災害復旧・復興への全面的な財政支援

(文部科学省)

公立学校施設復旧事業では、国が3分の2を負担（地方交付税措置を加えると市の実質負担は1.7%）することとなっており、激甚制度で負担率が嵩上げ（地方交付税措置もあり）されるが、40万円未満の対象下限額の撤廃は無く、依然として市負担があるため、対象下限額の撤廃を含め、全額を国が負担するようお願いいたします。

(4) 災害復旧費負担事業における手続きの簡略化

(文部科学省)

発災後の早急な復旧工事の着手は、早期の学校再開に向けて重要ですが、激甚指定を受けても災害復旧事業の事務手続きに従い復旧工事に着手しなければなりません。

早期の学校再開は、児童・生徒の学びの場の確保とともに、地域の復興への第一歩となることから、早急な復旧工事の着手のため災害復旧事業の事務手続き、特に詳細な計測写真の省略をお願いします。

(5) 下水道施設の災害復旧にかかる補助対象の拡充

(国土交通省)

本市は海拔ゼロメートル地帯が市域の約3割を占めており、地下水位が高く、今回の地震においても、その地形的特徴から、液状化に伴う多くの被害が発生しています。

災害復旧事業費については、本市特有の下水道施設の被害状況を踏まえた補助対象の拡充をお願いします。

液状化により管きょ被害が多く発生しているほか、路面に噴出した土砂が管きょに流入しており、管きょ等の断面積の3割に満たない埋そく土砂排除も補助対象とするようお願いします。

(6) 上水道施設災害復旧費補助金における特例要綱の制定による補助率の嵩上げ及び対象施設の拡充

(厚生労働省)

上水道施設災害復旧費補助金に係る補助率は、「上水道施設災害復旧費及び簡易水道施設災害復旧費補助金交付要綱」において、基本1/2のところ、マグニチュード6.0以上の地震による被災の場合、または、激甚災害に指定された場合には、2/3の補助率が定められていますが、特に水道施設に甚大な被害が生じた地震災害では、特例要綱を制定し、補助率を8/10以上に引き上げるとともに、本要綱では対象外である給水施設を、災害復旧事業の対象施設に含めています。

今回の地震では、本市はもとより能登半島を中心に、水道施設に甚大な被害が生じており、復旧費用も多額となることが見込まれます。水道事業は独立採算で事業運営しており、復旧費用は水道料金としてお客さまが負担することとなります。また、本市では料金改定を検討中で、復旧費用の負担が増すことで、更なる経営状況の悪化が避けられません。

このことから、特例要綱の制定と、補助率8/10以上への引き上げ、給水施設を災害復旧事業の対象施設に含めることについて、対応をお願いします。

(7) 社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金の対象拡充等

(厚生労働省)

厚生労働省が所管する社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金については、現行制度の補助対象は、建物及び建物付属設備の復旧費用が80万円以上であり、激甚制度で補助率の嵩上げはあるものの、被害の多くは軽微なものであることから、対象金額の引き下げにより支援の拡充をお願いします。

また、補助金を活用する場合、国による実地調査（災害査定）が行われますが、書類による査定を認めていただくなど柔軟な対応をお願いします。

(8) 児童福祉施設等災害復旧費国庫補助金の対象拡充等

(こども家庭庁)

こども家庭庁が所管する児童福祉施設等災害復旧費国庫補助金については、現行制度の補助対象は、建物及び建物付属設備の復旧費用が80万円以上（保育施設等は30万円又は40万円以上）ですが、対象金額の引き下げにより支援の拡充をお願いします。

また、補助金を活用する場合、国による実地調査（災害査定）が行われますが、書類による査定を認めていただくなど柔軟な対応をお願いします。

(9) 重要文化財旧笹川家住宅の復旧に向けた指導、助言及び財政への支援

(文部科学省)

重要文化財旧笹川家住宅の災害復旧については、大規模改修と併せて災害復旧事業を行うこととなり、文化財の価値を損なわないよう、詳細調査を踏まえた適切な調整が必要となります。このことから相当の年数と経費を要するため、適切な保存・活用に向け、十分な指導・助言とともに継続的な財政支援をお願いします。

(10) 農業用排水施設復旧支援制度の新設

(農林水産省)

農業用排水施設の被害がでていいる中で、用水の揚水機場やパイプラインなどは非灌漑期のため被害把握ができていません。非灌漑期の暫定水利権を取得し、臨時電力契約による通水点検を進めていますが、電気代を始め調査費用が多額になっているため支援をお願いします。

目視による被害把握ができていいる施設と合わせ、耕作期までに復旧工事を行うため、多面的機能支払交付金事業の活動団体による復旧工事の限度額の拡大をお願いします。また、通水時の不測の事態に備えた備蓄資材（止水バンド等）の購入支援をお願いします。

(11) 漂着流木等処理支援制度の新設

(農林水産省)

震災関連のゴミ等の漂着による漁港施設及び漁港海岸の機能を阻害、海洋・海中の漂流ゴミ等が漁業の操業に影響を及ぼすことから、漁業者等がゴミ等を回収・処理を行う場合に支援をお願いします。

(12) 液状化による被害を踏まえた新たなまちづくりや地域再生への支援

(国土交通省)

西区の多くの地域で液状化が確認され、とりわけ黒埼地区及び内野、坂井輪、小針、青山地区の県道 16 号沿線では地盤沈下や住宅等の傾きが広範囲に発生し、地区内に住み続けることへの将来不安が地域の復興見通しに暗い影を落としています。

このため、液状化による被害を踏まえた新たなまちづくりや地域再生への支援をお願いします。

(13) 県・市及び未指定文化財への復旧に向けた助成制度の創設

(文部科学省)

国指定以外の文化財については、国庫補助制度がなく、従って激甚災害による補助率の嵩上げの対象とはなりません。また、被害状況については現在精査中ですが、復旧に際しては所有者等の負担が大きくなっているため、助成制度の創設をお願いします。

3. その他

(1) 災害に係る地方交付税の措置

(総務省)

災害復旧にかかる地方負担について、地方交付税による所要額の確保等必要な財政支援をお願いします。

また、応急対策等に要する経費について、交付税額及び交付時期に特段の配慮をお願いします。

(2) 地域活動の核である自治会館等の再建・修繕にかかる財政支援

(総務省)

住家と同様、自治会・町内会が所有する自治会館等が被害を受けており、修繕、場合によっては大規模改修を必要としています。地域のつながりを絶やさないために、修繕等にかかる財政支援をお願いします。

(3) 事業者の復興支援

(経済産業省)

被災商店や事業所の修繕等については、多大な負担を強いるものとなり、今後の事業継続を阻む大きな要因となりうることから、令和2年7月豪雨の際に国が実施したなりわい再建支援事業のような支援により、中小企業が行う施設復旧等に必要な費用の負担軽減等の措置をお願いします。

(4) 農業用施設、機械の処分、再建及び修繕への支援

(農林水産省)

農業用ハウス等施設や農業機械に被害がでており、昨年的高温・少雨や農業生産資材の高騰などにより農業経営が厳しい状況にある中、このままでは農業生産再開の大きな支障があることから、被害を受けた施設や機械の撤去・処分のほか、再建、修繕への支援をお願いします。

(5) 農業経営再建支援制度の新設

(農林水産省)

地震により農業者が利用する施設の倒壊や設備等の破損のほか、農産物に対する被害などにより損害を受けた農業者の経営の再建を支援するため、天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法（昭30法136）第2条による速やかな天災融資制度の発動、農業共済の早期支払や農業経営収入保険に係るつなぎ融資、日本政策金融公庫等における既往債務の返済条件の緩和等、復旧に向けた資金繰支援をお願いします。

4. 關係資料

1. 住居に関する支援 (1) 関係

液状化の被害を受けた住宅に対する支援

新潟市内では、地震による液状化を原因として住家が傾くなどの被害が多発しています。加えて、敷地の沈下や隆起による道路との段差、カーポートを含めた駐車場や玄関アプローチの破損など市民生活に大きな影響が及んでいます。この修理には、多額の費用がかかり、被災者にとっては大きな負担となっています。

こうした被災者の負担軽減のため、新潟市独自の制度を創設することとしましたので、その制度が確実に機能するよう財政支援をお願いします。



市独自支援制度の概要

罹災証明 区分	全壊 (修理)	大規模 半壊	中規模 半壊	半壊	準半壊	一部損壊
助成額	100万円	100万円	50万円	50万円	30万円	10万円

避難指示を受けた住宅等の移転に対する支援

今回の地震により、土留めや擁壁が大規模な損壊を受け、今後の余震や大雨等で土留めの崩壊の恐れがあるため、現在、19件に避難指示を出しています。

また、これ以外にも近隣には土砂災害特別警戒区域に位置する住宅等が26件あり、安全な住居の確保や危険住宅の除却が必要となっています。

そのため、所有者の意向を確認した上で、移転の希望がある場合には、「がけ地近接等危険住宅移転事業」の補助制度の拡充を要望します。

【がけ地近接等危険住宅移転事業概要】

建設助成費：限度額 4,210 千円/戸

除却費：31 千円/㎡

引越費用等：限度額 975 千円/戸



写真①：避難指示が出ている住宅の被害状況



写真②：避難指示が出ている地域の被害状況

2. 都市インフラに関する支援 (3)、(4) 関係

公立学校施設の災害復旧・復興への全面的な財政支援

【被害の現状 (R6. 1. 16 現在)】

174 校園中 116 校園が被災(66.7%)

うち 1 校が校舎を使用できず近隣小学校での学習やリモート学習に切り替え

【現行制度及び激甚制度】

項目	現行制度	激甚制度	要望内容
①補助対象の拡大	補助率 2/3	嵩上げ	全額
②適用除外	学校当り 40 万円未満	学校当り 40 万円未満	撤廃
③支援の充実強化 (②適用除外に活用 できるもの)	一般単独災害復旧事 業債が適用可能 [充当率]100% [交付税措置]47.5%～	現行に加え小災害復 旧事業債が適用 [充当率]100% [交付税措置]65.5%～	—

災害復旧費負担事業における手続きの簡略化

【被災した箇所ごとに作成する計測写真】

項目	現行及び激甚制度	要望内容
	ポール、スケールなどを用いて複数人での実測	実測を行わず被災箇所全体の全体及び細部の写真のみ

(参考：申請手続きの流れ)

- | | |
|---|---|
| ① 災害発生・・・「災害速報」提出
「災害報告書」提出
「事業計画書」提出 | ・ 発災後速やかに提出
・ // 1週間以内に提出
・ // 1か月以内に提出 |
| ② 国の現地調査 | |
| ③ 「交付申請書」提出・・・交付決定 | |
| ④ 「実績報告書」提出・・・額の確定、事業完了 | |

※②国の現地調査の前に着手する場合、事前着工届の提出が必要となっており、添付資料として詳細な計測写真が必須となっている。

下水道施設の被害状況

◆ 管きよの被害

液状化により、管きよ被害が多く発生しているほか、路面に噴出した土砂が管きよに流入



写真①：新潟市西区善久地内

写真②：新潟市西区的場流通地内



写真①：新潟市西区善久地内 (液状化によりマンホール内の土砂が堆積)



写真②：新潟市西区的場流通地内 (マンホールがずれて土砂が流入)

2. 都市インフラに関する支援 (6) 関係

上水道施設災害復旧費補助金における特例要綱の制定による補助率の嵩上げ及び対象施設の拡充

- 過去の大規模地震において特例要綱を定めて対応した事例(補助率を8/10以上へ引き上げ、及び、給水施設を含めた事例:4例)

地震名	根拠法令等	補助率	給水施設
兵庫県南部地震 (平成7年1月)	阪神・淡路大震災に係る水道施設等の災害復旧費補助金交付要綱	8/10	○
新潟県中越地震 (平成16年10月)	新潟県中越地震に係る水道施設等の災害復旧費補助金交付要綱	8/10	○
東北地方太平洋沖地震 (平成23年3月)	東日本大震災に係る水道施設等の災害復旧費補助金交付要綱	80/100 ~90/100	○
平成28年熊本地震 (平成28年4月)	平成28年熊本地震に係る水道施設等の災害復旧費補助金交付要綱	8/10	○

2. 都市インフラに関する支援 (7) 関係
【社会福祉施設における被害状況】



地盤の隆起



地盤の隆起



地盤の液状化



ブロック塀傾斜

2. 都市インフラに関する支援 (8) 関係

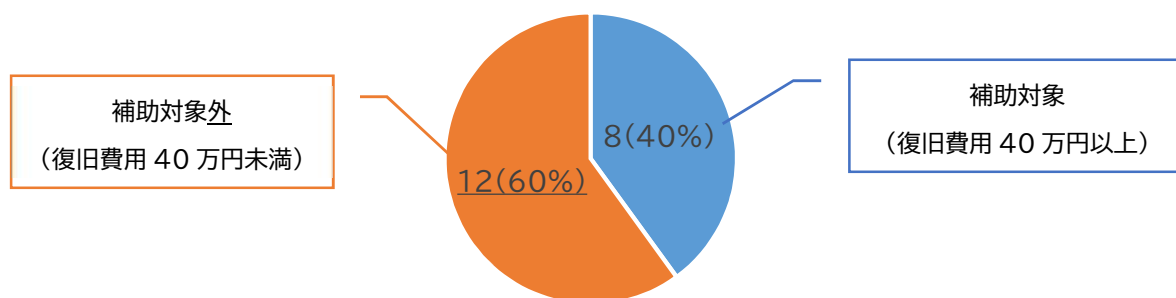
児童福祉施設等災害復旧費国庫補助金の対象拡充等について

児童福祉施設等の災害復旧費国庫補助金については、その制度上、補助対象となる復旧費用の基準に満たない施設が対象外になる可能性があることや、補助交付までに時間を要することから、制度の改善を求めるもの。

【現状制度における課題】

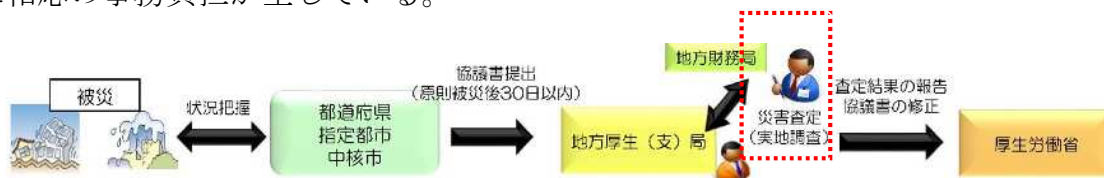
- 1 現行制度において、保育施設は復旧費用が 30 万円（幼保連携型・幼稚園型こども園）又は 40 万円（保育所）以上と見積もられるものが、本補助事業の対象となっていることから、補助対象外となる施設が複数生じる可能性がある。

国庫補助対象施設数の割合



※R6.1.1 能登半島地震にかかる新潟市立保育施設被害額調査結果から作成

- 2 国による実地調査が必要であり、補助金交付まで時間を要するとともに、市・事業者ともに相応の事務負担が生じている。



※「令和4年度第二次補正予算(案)こども関連予算の概要(参考資料)/厚労省」より図転載

【改善を求める内容】

- 1 復旧費用の補助対象金額を引き下げ、支援の拡充をお願いしたい。
- 2 国による実地調査（災害査定）について、書類による査定を認めていただきたい。

2. 都市インフラに関する支援 (9) 関係

重要文化財旧笹川家住宅の復旧に向けた指導、助言及び財政への支援

○文化財被害の概要について

- ・屋内 漆喰壁の亀裂・剥落、壁紙破損、建具等のゆがみ・脱落 など
- ・屋外 土蔵群漆喰壁の亀裂・剥落 など



漆喰壁剥落



土蔵漆喰壁剥落

※建造物の躯体は、健全であることを確認（発災後の緊急調査による）

○復旧について

- ・従前より、既往の耐震診断結果から、耐震補強など大規模修繕を計画していたところ（現在基本計画策定中。今後の基本設計～実施設計を経て、工事着手は数年後の見込み）
- ・今回の被害には、大規模修繕着手後でなければ復旧できないものもある

<大規模修繕内容>

- 1 耐震補強
 - 2 防災設備工事
 - 3 各種修繕 ほか
- ※1～3は躯体解体を伴う

<災害復旧内容>

- ア 建具修繕 ほか
- イ 壁塗直し・壁紙修繕など

<今後の対応>

- アは災害復旧として即時対応可
- イは大規模修繕(1～3)の一部として躯体解体～再組立て時に対応



- ・復旧工事の一部（イ 壁塗直しなど）は、躯体解体を伴う大規模修繕を待つ必要がある
⇒完全復旧には、災害復旧工事に加え大規模修繕の速やかな実施が必要

○要望内容について

- ・相当の年数と経費が想定される災害復旧事業と大規模修繕事業の円滑な実施に向け、
⇒両事業の適切な調整への国からの十分な指導、助言
⇒両事業それぞれにかかる補助事業の確実な採択と迅速かつ継続的な財政支援

をお願いしたい

- 2. 都市インフラに関する支援 (10)、(11) 関係
- 3. その他 (4) 関係

鳥原揚水機場



西蒲原土地改良区

農作業小屋



漂着流木等



西線用水路

被害の状況：不明（歩道下埋設管のため通水による調査が必要）

歩車道とも隆起

車道と舗装の隙間から砂が流出



県・市及び未指定文化財への復旧に向けた助成制度の創設

○国指定以外の文化財被害について

- ・個人所有の県・市指定及び未指定文化財にも被害多数発生

<市指定文化財被害の例>



「善光寺如来堂」壁紙破損



「法淳寺」本堂土壁落下等

○災害復旧にかかる所有者負担について

- ・個人所有文化財の場合、災害復旧にかかる経費負担は以下のとおりとなり、指定区分によって所有者負担が漸次重くなっていくため、災害復旧の遅滞や文化財の価値の喪失が懸念される。

<国指定の場合>

国補助 70%~	県補助 6%	市補助 12%	所有者負担
----------	--------	---------	-------

<県指定の場合>

県補助 50%	市補助 25%	所有者負担
---------	---------	-------

<市指定の場合>

市補助 50%	所有者負担
---------	-------

<未指定の場合>

所有者負担 100%

※上記補助率は変動あり

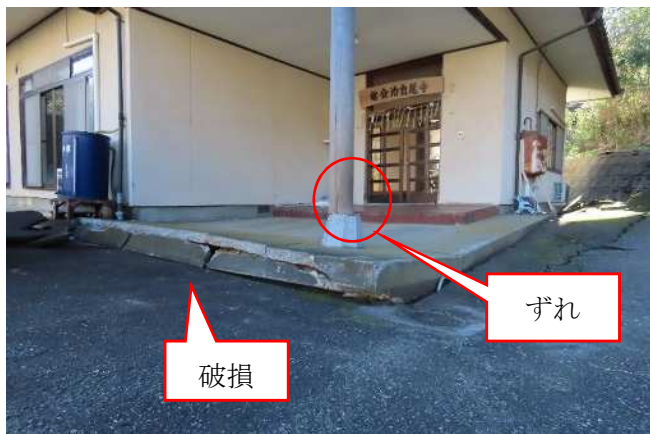
○要望内容について

- ・国指定以外の県・市指定及び未指定文化財も、その喪失は地域文化、ひいては地域コミュニティの崩壊につながりかねないことから、
 ⇒指定区分に関わらず災害復旧にあたって所有者負担を軽減・平準化するため、
 なんらかの助成制度創設をお願いしたい。

3. その他 (2) 関係

自治会集会所被害状況
西区寺尾自治会館

玄関前損壊



室内の隆起



建物ゆがみ



駐車場の隆起



駐車場隆起



駐車場隆起



建物裏側土留めの亀裂



現状の支援策

中小企業等への主な支援策は相談・融資が中心

- ①特別相談窓口の設置
- ②災害復旧貸付の実施
- ③既往債務の返済条件緩和等の対応
- ④小規模企業共済災害時貸付の適用
- ⑤セーフティネット保証4号の適用



要望事項

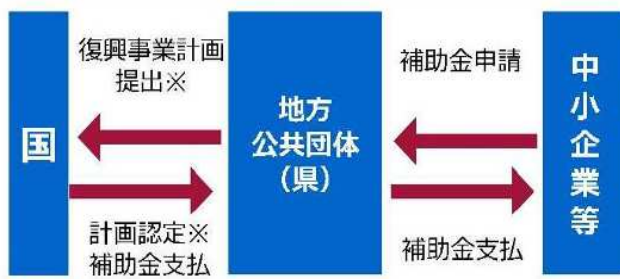
中小企業等が行う施設復旧等の費用の負担軽減策

例:なりわい再建支援事業(令和2年7月豪雨実施)

主な支援内容

<A類型（本激基準適用等の一定の要件を満たす県。
県が復興事業計画を作成）>

- ・ 中小企業等が行う施設復旧等の費用の補助を行います。
- ・ 補助上限額：15億円
- ・ 中小企業等：3/4（国1/2、県1/4）



※計画の提出・認定はA類型のみ



被災した工場・施設等の復旧支援